

練馬区防犯カメラ設置指針

1 指針の目的

本指針は、練馬区民の安全と安心を推進する条例（以下「安全安心条例」という。）第8条第4項に基づき、区内に設置される防犯カメラについて、犯罪の抑止および防止を図ることに加え、当該カメラの撮影対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置および管理・運用について努めるべき事項を定める。

2 指針の遵守等

安全安心条例に規定する防犯カメラの設置主体の別は、つぎのとおりとする。

- (1) 区が設置したものまたは区が関与し設置したものは、指針を遵守する。
- (2) 設置に際して区が関与していないものは、指針の趣旨を踏まえ対応する。

3 防犯カメラ設置の基本的考え方

防犯カメラは、犯罪の抑止および防止の観点から必要と考えられる場所、台数、撮影範囲等を検討し設置する。

4 指針の対象となる防犯カメラ

区内に設置される防犯カメラのうち、つぎの要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 犯罪の抑止および防止を目的として設置されるもの
- (2) 不特定または多数の者が自由に通行または出入りできる空間を対象として設置されるもの
- (3) モニター機能または録画機能のあるもの

5 防犯カメラの管理・運用体制

防犯カメラの設置に当たっては、つぎの者を置き、適切に管理・運用する。

- (1) 設置者 防犯カメラ、モニターおよび録画装置等の機器（以下「機器」という。）を設置する団体または個人
- (2) 管理責任者 防犯カメラおよび機器を管理する者
- (3) 取扱者 防犯カメラおよび機器の操作等を行う者

6 防犯カメラの設置

(1) 設置の手続

設置者は、防犯カメラの設置に当たり、つぎに掲げる手続をとる。

- ① 設置者が管理する場所以外に防犯カメラを設置する場合は、当該場所の管理者に防犯カメラの設置について了解を得る。
- ② 防犯カメラの撮影対象となる空間に居住する者など、防犯カメラの設置に当たり利害があると考えられる者に対し、当該防犯カメラの設置について周知する。

(2) 設置の表示

設置者は、防犯カメラの設置について周知するため、撮影対象となる空間から見えやすい場所に、つぎの表示を行う。

- ① 防犯カメラ設置の旨
- ② 設置者または問合せ先

7 防犯カメラの管理・運用

(1) 基本事項

設置者は、防犯カメラの管理・運用に当たり、つぎに掲げる事項について、運用の規程を定めることとする。

- ① 目的
- ② 管理・運用体制
- ③ 設置場所、台数および設置の表示
- ④ 防犯カメラおよび機器の管理・運用
- ⑤ 防犯カメラにより撮影・記録した画像データ（以下「画像データ」という。）の取扱い
- ⑥ 画像データの開示（閲覧・提供）および記録等
- ⑦ 防犯カメラの管理状況等に係る定期的な確認および是正
- ⑧ 防犯カメラの設置および管理・運用にかかる苦情の処理

(2) 画像データ等の取扱い

- ① 設置者・管理責任者・取扱者は、画像データおよび知りえた情報について、漏えい・滅失・毀損を防止するためのセキュリティ措置を講じるとともに、当該情報について複写・加工を防止する。
- ② 画像データは、保管期間を取得後おおむね1週間とし、長期間保管する必要がある場合は、その理由と保管期間を明らかにする。
- ③ 保管期間を経過した画像データについては、データを復元することができないよう、画像データの上書き処理等により消去または記録媒体の破砕等を行った上で廃棄する。

(3) 画像データの開示（閲覧・提供）の特例

画像データは、目的外に利用し、または外部に開示してはならない。ただし、つぎに掲げる場合は、外部に開示することができる。

開示した場合は、開示に係る手続を記録し、速やかに管理責任者に報告する。

- ① 画像データから識別される本人の同意がある場合
- ② 法令等の定めに基づく請求があった場合
- ③ 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認める場合
- ④ 法令等の規定を踏まえ、管理責任者が認める場合

8 区の取組

区は、区内の防犯カメラの設置および管理等について、つぎに掲げる取組を行う。

- (1) 当該指針の内容について、広く区民に周知する。
- (2) 区に設置の相談のあった防犯カメラについて、当該防犯カメラがこの指針の内容に沿うものとするよう、必要な助言を行う。
- (3) この指針の内容に沿った防犯カメラを設置者が設置する場合に、別に定めるところにより、当該防犯カメラ設置等にかかる経費の一部について助成を行う。